

◎新潟県訓令第8号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第5条第1項の規定による物品の分類基準を定める訓令(平成4年3月新潟県訓令第19号)の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

(下線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前																																
<p>新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第5条第1項の規定による物品の分類基準を次のように定め、平成4年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第5条第1項の規定による物品の分類基準(昭和39年3月新潟県訓令第7号)は、平成4年3月31日限り廃止する。</p> <p>物品分類基準表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>説明及び例示品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備品類</td> <td></td> <td>物品のうち、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるもの。ただし、<u>別に定めるもの</u>以外の物品で、その取得単価(取得単価がない場合又は取得単価が不明の場合は、見積単価)が<u>10万円未満のもの</u>を除く。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雑品</td> <td>他の分類に属さない物品 暗幕、額縁、網類、水槽、ロープ類、移動組立式小屋、E T Cカード、<u>コーポレートカード</u>、<u>りゅーと乗車券</u>等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			大分類	中分類	説明及び例示品目	備品類		物品のうち、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるもの。ただし、 <u>別に定めるもの</u> 以外の物品で、その取得単価(取得単価がない場合又は取得単価が不明の場合は、見積単価)が <u>10万円未満のもの</u> を除く。	(略)	(略)	(略)		雑品	他の分類に属さない物品 暗幕、額縁、網類、水槽、ロープ類、移動組立式小屋、E T Cカード、 <u>コーポレートカード</u> 、 <u>りゅーと乗車券</u> 等	(略)	(略)	(略)	<p>新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第5条第1項の規定による物品の分類基準を次のように定め、平成4年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第5条第1項の規定による物品の分類基準(昭和39年3月新潟県訓令第7号)は、平成4年3月31日限り廃止する。</p> <p>物品分類基準表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>説明及び例示品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備品類</td> <td></td> <td>物品のうち、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるもの。ただし、<u>公印類、E T Cカード、コーポレートカード及びりゅーと乗車券</u>以外の物品で、その取得単価(取得単価がない場合又は取得単価が不明の場合は、見積単価)が<u>5万円未満のもの</u>を除く。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雑品</td> <td>他の分類に属さない物品 暗幕、額縁、網類、水槽、ロープ類、移動組立式小屋、E T Cカード、<u>コーポレートカード</u>、<u>りゅーと乗車券</u>等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			大分類	中分類	説明及び例示品目	備品類		物品のうち、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるもの。ただし、 <u>公印類、E T Cカード、コーポレートカード及びりゅーと乗車券</u> 以外の物品で、その取得単価(取得単価がない場合又は取得単価が不明の場合は、見積単価)が <u>5万円未満のもの</u> を除く。	(略)	(略)	(略)		雑品	他の分類に属さない物品 暗幕、額縁、網類、水槽、ロープ類、移動組立式小屋、E T Cカード、 <u>コーポレートカード</u> 、 <u>りゅーと乗車券</u> 等	(略)	(略)	(略)
大分類	中分類	説明及び例示品目																																	
備品類		物品のうち、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるもの。ただし、 <u>別に定めるもの</u> 以外の物品で、その取得単価(取得単価がない場合又は取得単価が不明の場合は、見積単価)が <u>10万円未満のもの</u> を除く。																																	
(略)	(略)	(略)																																	
	雑品	他の分類に属さない物品 暗幕、額縁、網類、水槽、ロープ類、移動組立式小屋、E T Cカード、 <u>コーポレートカード</u> 、 <u>りゅーと乗車券</u> 等																																	
(略)	(略)	(略)																																	
大分類	中分類	説明及び例示品目																																	
備品類		物品のうち、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるもの。ただし、 <u>公印類、E T Cカード、コーポレートカード及びりゅーと乗車券</u> 以外の物品で、その取得単価(取得単価がない場合又は取得単価が不明の場合は、見積単価)が <u>5万円未満のもの</u> を除く。																																	
(略)	(略)	(略)																																	
	雑品	他の分類に属さない物品 暗幕、額縁、網類、水槽、ロープ類、移動組立式小屋、E T Cカード、 <u>コーポレートカード</u> 、 <u>りゅーと乗車券</u> 等																																	
(略)	(略)	(略)																																	